

財務省所管独立行政法人の見直し当初案（9月13日ヒアリング分）

財務省所管独立行政法人の見直し当初案の内容一覧表…………… P. 1

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況…………… P. 2

見直し当初案整理表

酒類総合研究所…………… P. 3

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名		財務省	
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)	
酒類総合研究所		<p>【事務及び事業の概要】</p> <p>酒類総研は国税庁と密接不可分な組織として主に次の業務を行っている。</p> <p>①分析・鑑定業務：酒税の適正・公平な賦課の実現のための高度な分析・鑑定業務</p> <p>②研究・調査業務：分析・鑑定業務の理論的な裏付けとなる高度な研究・調査を実施</p> <p>③品質評価業務：酒類の品質及び製造技術向上のための評価の実施</p> <p>④講習業務：醸造講習の開催等</p>	<p>【支所・事業所等の見直し】</p> <p>主に講習業務を取り扱っている東京事務所に関しては、今後、酒類業関係者の真のニーズを踏まえ、その講習業務の見直しを行った上で、東京事務所のあり方を検討する。</p> <p>（備考）</p> <p>講習業務については、中小酒類業者へのサポートとしての側面があり、ニーズがあることから、東京事務所においても実施してきたところである。この業務は、平成22年5月より民間との共催化を始めたところであり、仮に、これを民間による単独実施に移行する場合には、調整に一定の期間が必要。（参考）東京事務所での講習業務は、明治時代の歴史的建造物である「赤レンガ酒造工場」を活用して実施している。</p>
		<p>【事務及び事業の見直しに係る具体的措置】</p> <p>第3期中期目標期間（平成23年度から27年度の5年間）において、下記の方針に沿って、業務・組織について不断の見直しを行う。[事業仕分け第1弾 評価結果：役割を整理した上で、民間実施が可能な事業は共同化や業務委託を推進する。]</p> <p>① 分析・鑑定業務</p> <p>国税庁の行政に不可欠な課税権の行使、課税制度の立案、酒類の安全性の確保のための技術的基盤であり、確実に実施する。ただし、酒類総研が直接実施する成分分析のうち、特定成分の分析など民間で実施可能なものはできる限り民間事業者に委託。</p> <p>② 研究・調査業務</p> <p>分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究、分析手法の開発へ重点化。また、民間機関・大学等との共同研究を推進。</p> <p>③ 品質評価業務 及び ④ 講習業務</p> <p>民間による単独実施への移行を視野に、民間との共催化を更に推進し、より運営費交付金に頼らない運営に努める。なお、民間との共催化が困難な場合は、廃止を検討。</p>	<p>【事務事業実施主体の見直し】</p> <p>品質評価業務及び講習業務については、民間による単独実施への移行を視野に、民間との共催化を更に推進し、より運営費交付金に頼らない運営に努める。なお、民間との共催化が困難な場合は廃止を検討。[事業仕分け第1弾：民間実施が可能な事業は共同化や業務委託を推進する。]</p> <p>（備考）</p> <p>品質評価業務については、平成19年度より、一部の講習業務については、平成22年5月より、それぞれ民間との共催化を始めたところであり、仮に、これらを民間による単独実施に移行する場合には、調整に一定の期間が必要。また、民間との共催化ができないものについて廃止する場合にも、調整に一定の期間が必要。</p> <p>【重複排除・事業主体の一元化等】</p> <p>国税庁の税務行政に不可欠な分析・鑑定業務、その理論的裏付けとなる研究・調査、分析手法の開発を行っている他の独法等は存在しない。</p> <p>（備考）</p> <p>酒税は酒類の成分それ自身が課税標準であることから、国税庁の課税権行使、酒類の安全性の確保の前提となる分析・鑑定業務、その理論的裏付けとなる研究・調査、分析手法の開発のための業務は、税務行政の一部を成すものであり、酒類総研において確実に実施される必要がある。</p> <p>【非公務員化】</p> <p>平成18年4月1日措置済。</p>
			<p>【保有資産の見直し】</p> <p>既存の資産について効率的・効果的な活用を努める。</p> <p>【随意契約の見直し等取引関係の見直し】</p> <p>酒類総研で平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を引き続き公表する。</p> <p>【自己収入の拡大】</p> <p>受託料・出品料・特許権使用料・受講費用等について、適正な利用者負担を定めること等により、自己収入の確保に引き続き努める。</p> <p>また、研究への寄付など、外部資金の獲得にも引き続き努める。</p> <p>【管理運営の適正化(人事管理・人件費を含む)】</p> <p>効率的な実施体制の確保、研究・調査業務の重点化等により、一般管理費及び業務経費の削減に引き続き努める。</p> <p>【事業の審査、評価の見直し】</p> <p>効率的・効果的な業務運営を行うため、外部有識者による評価委員会(研究開発評価委員会)から定期的または必要に応じて意見を引き続き求める。</p> <p>【業務のアウトソーシング(官民競争入札等の導入)】</p> <p>官民の役割分担を踏まえ、酒類総研が直接実施する成分分析のうち、特定成分の分析など民間で実施可能なものはできる限り民間事業者に委託。[事業仕分け第1弾：民間実施が可能な事業は共同化や業務委託を推進する。]</p>

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 22 年 7 月現在)

財務省所管(2法人)			
整理 番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
2	酒類総合研究所 (17)	<ul style="list-style-type: none"> 非公務員化 	① 「独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律」が平成 18 年 4 月から施行。措置済み。
		<ul style="list-style-type: none"> 民間資金を導入することが適当な研究課題の民間機関との共同実施の推進 	① 平成 18 年度から平成 21 年度までの民間機関との共同研究数の推移 平成 18 年度：24 件 (26 件) 平成 19 年度：27 件 (30 件) 平成 20 年度：24 件 (28 件) 平成 21 年度：29 件 (34 件) (注) 括弧内は独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体との共同研究を含む総数
		<ul style="list-style-type: none"> 鑑評会の業界団体との共催等による実施 	① 全国新酒鑑評会については、平成 19 年度より、本格焼酎鑑評会については、21 年度より日本酒造組合中央会と共催。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人酒類総合研究所			府省名	財務省	
沿革		M37.5 大蔵省醸造試験所→S18.11 大蔵省主税局醸造技術課→S20.3 大蔵省主税局醸造試験所→S24.6 国税庁酒税課醸造試験所→S34.4 国税庁醸造試験所→H7.7 国税庁醸造研究所→H13.4 独立行政法人酒類総合研究所					
中期目標期間		第1期：平成13年4月～平成18年3月 第2期：平成18年4月～平成23年3月					
役員数及び職員数 (平成22年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		4人(2人)	2人(0人)	2人(2人)	46人		38人
年度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度(要)
国からの 財政支出額 の推移 (単位:百万円)	一般会計	1,292	1,237	1,183	1,155	1,064	1,024
	特別会計	-	-	-	-	-	-
	計	1,292	1,237	1,183	1,155	1,064	1,024
	うち運営費交付金	1,276	1,222	1,171	1,142	1,064	1,024
	うち施設整備費等補助金	-	-	-	-	-	-
	うちその他の補助金等	16	15	13	13	-	-
支出予算額の推移 (単位:百万円)		1,347	1,291	1,249	1,223	1,139	1,099(P)
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位:百万円)		3	5	6	6		
	発生要因	自己財源により購入した固定資産(研究装置等)の未償却残高相当額と、毎期の未処分利益額の合計である。					
	見直し案	独法通則法に従い、中期目標期間終了時における処理を行う。なお、独法評価委員会においても特段の指摘は受けていない。					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)		108	171	235	268		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)		1,566	1,525	1,451	1,269	(見込み)	(見込み)
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		<p><第2期中期目標期間中></p> <p>効率的な実施体制の確保、研究・調査業務の重点化等により、人件費(退職手当等を除く)、一般管理費及び業務経費の削減に努めている。</p>					

確定決算ベースで中期計画の成果目標は以下の表のとおり。

中期計画での成果目標	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度 (暫定)	H21 年度決算額 /H17 年度予算額
人件費の削減（退職手当等を除く） （5年で5.9%に相当する額を削減）	▲4.1	▲5.1	▲7.5	▲11.5	▲11.5
一般管理費の削減 （毎年度3%（5年間で14.1%）以上削減）	▲3.6	▲3.8	▲4.6	▲12.2	▲19.8
業務経費の削減 （毎年度1%（5年間で4.9%）以上削減）	▲4.9	1.1	▲1.0	▲6.9	▲9.7

（注1） 人件費の係数については、当該年度の決算額を平成17年度の予算額で除したものである。

（注2） 一般管理費及び業務経費の係数については、当該年度の決算額を前年度の予算額で除したものである。

（注3） 平成21年度の運営費交付金については、「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、前年度予算に毎年度の削減率を乗じて算出される額（1,185百万円）よりもさらに43百万円を削減して予算要求を行った。

平成22年度の運営費交付金については、平成21年度11月の事業仕分けの結果を踏まえ、当初要求額（1,114百万円）から50百万円の削減を図り、予算額1,064百万円とした（平成21年度予算額から77百万円減、▲6.8%）。

<次期中期目標期間>

次期中期目標期間（平成23年4月から平成28年3月の5年間）で、品質評価業務・講習業務の共催化の推進、民間機関・大学等との共同研究の推進、既存事業の効率化等により、行政サービス実施コストの改善に努める。

<p>中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 21 年度実績)</p>	<p>【中期目標の達成状況】</p> <p>財務省独法評価委員会による平成 18 年度から平成 21 年度の 4 年間（平成 22 年度は進行期）の総合評価は「A」であった。</p> <p>各年度の業務実績評価（項目別）は次表のとおりである。</p>					
	財務省独法評価委員会での評定	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A	B	A	A	進行期
	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置	A	A	A	A	進行期
	予算（収支計画及び資金計画）	A	A	A	A	進行期
	その他財務省で定める業務運営に関する事項等 (人事に関する計画、情報の公開と保護)	A	A	A	A	進行期

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人酒類総合研究所	府省名	財務省
事務及び事業名	—		
事務及び事業の概要	<p>酒類総研は国税庁と密接不可分な組織として主に次の業務を行っている。</p> <p>①分析・鑑定業務 : 酒税の適正・公平な賦課の実現のための高度な分析・鑑定業務</p> <p>②研究・調査業務 : 分析・鑑定業務の理論的な裏付けとなる高度な研究・調査を実施</p> <p>③品質評価業務 : 酒類の品質及び製造技術向上のための評価の実施</p> <p>④講習業務 : 醸造講習の開催等</p>		
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	1,024 百万円 (▲40 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)
			1,099 百万円 (P) (▲40 百万円 (P))
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	46 人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>第 3 期中期目標期間（平成 23 年度から 27 年度の 5 年間）において、下記の方針に沿って、業務・組織について不断の見直しを行う。[事業仕分け第 1 弾 評価結果：役割を整理した上で、民間実施が可能な事業は共同化や業務委託を推進する。]</p> <p>① 分析・鑑定業務</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>国税庁の行政に不可欠な課税権の行使、課税制度の立案、酒類の安全性の確保のための技術的基盤であり、確実に実施する。ただし、酒類総研が直接実施する成分分析のうち、特定成分の分析など民間で実施可能なものはできる限り民間事業者に委託。</u></p> <p>② 研究・調査業務</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究、分析手法の開発へ重点化。また、民間機関・大学等との共同研究を推進。</u></p> <p>③ 品質評価業務 及び ④ 講習業務</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>民間による単独実施への移行を視野に、民間との共催化を更に推進し、より運営費交付金に頼らない運営に努める。なお、民間との共催化が困難な場合は、廃止を検討。</u></p>		
備考〔補足説明〕	<p>酒税は酒類の成分それ自体が課税標準であることから、国税庁の課税権行使、酒類の安全性の確保の前提となる分析・鑑定業務、その理論的裏付けとなる研究・調査、分析手法の開発のための業務は、税務行政の一部を成すものであり、酒類総研において確実に実施される必要がある。</p>		

<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>次期中期目標期間（平成 23 年 4 月から平成 28 年 3 月の 5 年間）で、品質評価業務・講習業務の共催化の推進、民間機関・大学等との共同研究の推進、既存事業の効率化等により、行政サービス実施コストの改善に努める。</p>
---	--

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人酒類総合研究所		府省名	財務省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横 1.（2））	事務事業実施主体の見直し（横 2.（1））	重複排除・事業主体の一元化等（横 2.（2））	
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	主に講習業務を取り扱っている東京事務所に関しては、今後、酒類業関係者の真のニーズを踏まえ、その講習業務の見直しを行った上で、東京事務所のあり方を検討する。	品質評価業務及び講習業務については、民間による単独実施への移行を視野に、 <u>民間との共催化を更に推進し、</u> より運営費交付金に頼らない運営に努める。なお、民間との共催化が困難な場合は廃止を検討。[事業仕分け第 1 弾: 民間実施が可能な事業は共同化や業務委託を推進する。]	国税庁の税務行政に不可欠な分析・鑑定業務、その理論的裏付けとなる研究・調査、分析手法の開発を行っている他の独法等は存在しない。	
備考〔補足説明〕	講習業務については、中小酒類業者へのサポートとしての側面があり、ニーズがあることから、東京事務所においても実施してきたところである。この業務は、平成 22 年 5 月より民間との共催化を始めたところであり、仮に、これを民間による単独実施に移行する場合には、調整に一定の期間が必要。 (参考) 東京事務所での講習業務は、明治時代の歴史的建造物である「赤レンガ酒造工場」を活用して実施している。	品質評価業務については、平成 19 年度より、一部の講習業務については、平成 22 年 5 月より、それぞれ民間との共催化を始めたところであり、仮に、これらを民間による単独実施に移行する場合には、調整に一定の期間が必要。また、民間との共催化ができないものについて廃止する場合にも、調整に一定の期間が必要。	酒税は酒類の成分それ自体が課税標準であることから、国税庁の課税権行使、酒類の安全性の確保の前提となる分析・鑑定業務、その理論的裏付けとなる研究・調査、分析手法の開発のための業務は、税務行政の一部を成すものであり、酒類総研において確実に実施される必要がある。	

法人名	独立行政法人酒類総合研究所		府省名	財務省
見直し項目	非公務員化			
<p>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>平成 18 年 4 月 1 日措置済。</p>			
<p>備考〔補足説明〕</p>				

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人酒類総合研究所		府省名	財務省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横2.（3））	自己収入の拡大（横2.（4））	
<p align="center">運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）</p>	<p>既存の資産について効率的・効果的な活用に努める。</p>	<p>酒類総研で平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を引き続き公表する。</p>	<p>受託料・出品料・特許権使用料・受講費用等について、適正な利用者負担を求めること等により、自己収入の確保に引き続き努める。</p> <p>また、研究への寄付など、外部資金の獲得にも引き続き努める。</p>	
<p align="center">備考〔補足説明〕</p>				

法人名	独立行政法人酒類総合研究所		府省名	財務省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）	
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	効率的な実施体制の確保、研究・調査業務の重点化等により、一般管理費及び業務経費の削減に引き続き努める。	効率的・効果的な業務運営を行うため、外部有識者による評価委員会（研究開発評価委員会）から定期的または必要に応じて意見を引き続き求める。	官民の役割分担を踏まえ、酒類総研が直接実施する成分分析のうち、特定成分の分析など民間で実施可能なものはできる限り民間事業者に委託。〔事業仕分け第1弾：民間実施が可能な事業は共同化や業務委託を推進する。〕	
備考〔補足説明〕				

（注） 様式Ⅲ及び様式Ⅳの見直し項目の末尾の括弧書きは、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成22年5月18日行政刷新会議決定）の該当項目を示す。

例：様式Ⅲ「支部・事業所等の見直し（横1.（2））」中の「（横1.（2））」は、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成22年5月18日行政刷新会議決定）の「1. 保有資産の見直し（2）事務所等の見直し」を示す。